



平成 29 年 11 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 トーカン
代表者名 代表取締役 執行役員社長
永津 嘉人
(コード番号：7648 名証2部)
問合せ先
取締役 専務執行役員
神谷 亨
TEL 052-671-2915

単元株式数の変更及び定款の一部変更 並びに株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるため、単元株式数の引下げを行います。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年1月1日(月)

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記1に記載の趣旨により、単元株式数の変更を行います。

(2) 変更の内容

現行定款と変更後定款は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております)

現 行	変 更 後
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 [新 設]	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附 則</u> 第7条の変更は、平成30年1月1日(以下、「効力発 生日」という。)から効力が生じるものとする。なお、本附則 は効力発生日をもって削除されるものとする。

(3) 効力発生日

平成30年1月1日(月)

3. 株主優待制度の変更について

(1) 変更の理由

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝申し上げるとともに、より一層当社へのご理解を深めていただきたいとの観点から、株主優待制度を採用しております。今般、単元株式数の変更に伴い、当社株式への投資の魅力を高め、長期的に当社株式を保有していただける株主様を増やしていくことを目的として、株主優待制度を変更いたします。

(2) 対象となる株主様

毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式を1年以上継続して、1単元(100株)以上保有する株主様を対象といたします。(※1)

(3) 変更の内容

<変更前>

保有株式数	基準日	株主優待内容
1,000株以上	3月31日	2,000円相当の当社グループ商品
1,000株以上	9月30日	3,000円相当の当社グループ商品

<変更後>

保有株式数	継続保有期間	基準日	株主優待内容
1,000株以上	1年以上	3月31日	2,000円相当の当社グループ商品
		9月30日	3,000円相当の当社グループ商品
500株以上1,000株未満	1年以上	3月31日	1,000円分のクオカード
		9月30日	2,000円相当の当社グループ商品
100株以上500株未満	1年以上	3月31日	500円分のクオカード
		9月30日	500円分のクオカード

(4) 変更実施時期

平成30年3月31日現在の株主名簿に記載された株主様を対象とした株主優待より実施いたします。

(※1) 1年以上継続保有している株主様とは、毎年3月31日もしくは9月30日現在において、当社株主名簿に、同一の株主番号で1年以上継続して記載または記録されている株主様(同一の株主番号で、3月31日及び9月30日現在の株主名簿に3回以上連続で記載または記録されている株主様)といたします。

以 上